

## J A F 登録車両規定の一部改正

2014年3月25日改定

2014年4月 1日施行

※下線部分：変更箇所

改正案	現行規定
<p><b>第1条 総 則</b> 登録車両とは、市販車両を対象とし、下記条項に従って J A F に登録された車両をいう。</p> <p><b>第2条 登録申請に必要な条件</b> <u>以下のいずれかの条件を満たしていること。</u></p> <p>1. 国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）</p> <p><u>2. 上記1. の車両を基本として一部の装置を変更、改造して製作された車両で、基本となる車両の型式を含み、かつ以下の条件を満たす車両。ただし J A F が不適当と認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>1) 連続する12ヵ月間に100台以上製作されていること</u></p> <p><u>2) 通常の日本国内販売網を通じ、個々の顧客に対する販売を目的としていること</u></p> <p><b>第3条 ～ 第4条</b>（略）</p> <p><b>第5条 提出書類</b></p> <p>1. J A F 登録車両申請書：2通</p> <p><u>2. 車両カタログ：2部</u></p> <p><b>第6条 車両検査</b> 当該車両は、自動車検査証に記載された型式指定番号（型式指定自動車の場合）または型式（新型自動車等の場合）により、J A F 登録車両であることを確認すること。</p>	<p><b>第1条 総 則</b> 登録車両とは、市販車両を対象とし、下記条項に従って J A F に登録された車両をいう。 <u>登録車両は、J A F 公認国内格式以下の競技に参加する資格を有する。</u></p> <p><b>第2条 登録申請に必要な条件</b></p> <p>1. 国土交通省型式認証車両（型式指定自動車または新型自動車）</p> <p><u>2. 50年排出ガス対策の施行以降に型式認証された車両</u></p> <p><b>第3条 ～ 第4条</b>（略）</p> <p><b>第5条 提出書類</b> J A F 登録車両申請書：2通</p> <p><b>第6条 車両検査</b> 当該車両は、自動車検査証に記載された型式指定番号（型式指定自動車の場合）または型式（新型自動車の場合）により、J A F 登録車両であることを確認すること。</p>

<p>注) 当該車両の仕様諸元は、<u>一般</u>社団法人日本自動車販売協会連合会発行の「年製別型式早見表」および、カタログ、仕様書等を参照のこと。</p> <p><b>第7条 ～ 第9条 (略)</b></p> <p><b>第10条 本規定の施行</b> 本規定は、<u>2014年4月1日</u>より施行する</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>注) 当該車両の仕様諸元は、社団法人日本自動車販売協会連合会発行の「年製別型式早見表」および、カタログ、仕様書等を参照のこと。</p> <p><b>第7条 ～ 第9条 (略)</b></p> <p><b>第10条 本規定の施行</b> 本規定は、<u>1994年5月20日</u>より施行する</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--